

令和4年度姫路市宿泊施設環境整備事業補助金公募要領

宿泊施設における客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊者数の向上を図るため、市内の宿泊事業者が、訪日外国人旅行者の受入能力及び生産性の向上に要する経費に対し、次のとおり、公募により補助金の交付を行います。

1 補助対象事業者等

補助対象事業者等については、次のとおり要綱で定めています。

項目	内容
補助対象者	<p>観光庁から宿泊施設インバウンド対応支援事業（宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業）（以下「国事業」という。）の交付決定を受け、観光客の受入環境整備に取り組む姫路市内の宿泊事業者</p> <p>※宿泊事業者： 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、この者が営業する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。</p> <p>※国事業の補助対象事業者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 宿泊事業者等団体 複数の宿泊事業者やその他関係する事業者等により構成される団体・ 構成員宿泊事業者 宿泊事業者等団体の構成員である宿泊事業者・ 特定宿泊事業者 DMO（DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人）又は地方公共団体と連携して地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組を行っている宿泊事業者 <p>なお、上記取組は過去3年以内（平成31年4月～令和4年3月）に取り組んでいる又は今後1年以内（令和4年4月～令和5年3月）に取り組む場合にのみ実績として認められる。</p>
補助金の交付対象となる事業	<p>下記1から13までの事業のうち、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の認定を受け、国事業の補助対象経費と認められたもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 館内共用部の無料公衆無線LAN環境の整備2 館内共用部の洋式便器の整備3 自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。）4 館内共用部の国際放送設備の整備5 館内共用部の案内表示の多言語化6 オペレーターによる24時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備

	<p>7 クレジットカード等決済端末の整備</p> <p>8 ムスリムの受入れのためのマニュアルの作成</p> <p>9 一の客室における無料公衆無線LAN環境、洋式便器及び多言語対応を図るための整備の完備</p> <p>10 サーモグラフィ又は非接触型体温計の導入</p> <p>11 非接触型チェックインシステム又はキーレスシステムの導入</p> <p>12 混雑状況の「見える化」に係る事業</p> <p>13 その他宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると市長が認めた事業</p>
補助事業の実施に要する次に掲げる経費	機器購入費用、設置費用、設置に伴う関連工事費用、撤去費用、設計・工事・監理費用、雑役務費用、マニュアルの作成・印刷費用、諸経費
補助金の額	国補助金の支給対象事業費の1/3以内（上限額150万円） ※千円未満切り捨て

2 提出期日（募集期間）等

当該補助金の交付申請、決定の期日等については次のとおりとします。

項目	内容
募集・受付	<p>1 募集期間（様式第1号提出期間）</p> <p>開始日 令和4年7月11日（月）午前8時35分から</p> <p>締切日 令和4年8月31日（水）午後5時20分まで（必着）</p> <p>※先着順です。</p> <p>2 受付時間</p> <p>午前8時35分から午後5時20分まで</p> <p>※正午～午後1時00分を除く。</p> <p>※土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く。</p> <p>3 受付場所</p> <p>姫路市観光課（姫路市役所本庁舎高層棟7階）</p> <p>4 申請書等の提出方法</p> <p>持参又は電子メール</p> <p>【持参の場合】</p> <p>※書類や記載内容に不備がないか等の形式審査の後、書類を受付します。</p> <p>形式審査には多少時間がかかりますことをご了承ください。</p> <p>※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は受付しないことがあります。</p> <p>【電子メールの場合】</p> <p>※形式審査において、記載内容や書類に不備があった場合は、受け付けない場合があります。</p>

	<p>※期間外に申請書を提出された場合は、受け付けません。</p> <p>【提出先】</p> <p>〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市観光課 E-mail:mice@city.himeji.lg.jp</p>
交付決定等	<p>審査を行い、適当と認められたものを予算の範囲内で交付決定します。(先着順)</p>
手続き書類	<p>1 国補助金計画認定申請時</p> <p>(1) 令和4年度訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画認定申請連絡票(様式第1号)</p> <p>(2) 令和4年度訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画認定申請書(以下、「国計画認定申請書」という。)に係る次の書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国計画認定申請書(国様式第1-1及び別紙) <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 市補助金申請時(応募時)</p> <p>(1) 交付申請書(様式第2号)</p> <p>(2) 誓約書(様式第3号)</p> <p>(3) 姫路市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式第4号)</p> <p>(4) 国計画認定申請に係る次の書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認定通知書(国様式第1-2) ② 補助金交付申請書(国様式第1-5及び別紙) ③ 消費税額の取扱い(国様式第1-6) ④ 交付決定通知書(国様式第1-7) ⑤ 補助対象経費の算出根拠となる書類の写し <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 事業完了実績報告時</p> <p>(1) 補助事業実績報告書(様式第9号)</p> <p>(2) 国補助金事業完了実績報告に係る次の書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 補助対象事業完了実績報告書(国様式第1-15) ② 補助対象事業完了実績表(国様式第1-15別紙) ③ 補助金の額の確定通知(国様式第1-16) ④ 証拠書類 ⑤ その他、補助対象事業の実績を証明できる書類 <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>※補助対象事業者は、国の補助金の確定通知から10日以内(ただし、遅くとも令和5年3月10日(金)まで)に、上記3(1)から(3)までの書類を本市に提出してください。</p>

	<p>4 市補助金請求時</p> <p>(1) 補助金等交付請求書（様式第 1 1 号）</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>※事業完了実績の報告があり次第、随時審査を行い、速やかに補助金額確定通知書を送付しますので、補助金額確定通知日から 1 週間以内（ただし、遅くとも令和 5 年 3 月 1 7 日（金）まで）に、上記 4 (1) 及び (2) の書類を本市に提出してください。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>【受付時間】</p> <p>午前 8 時 3 5 分から午後 5 時 2 0 分まで</p> <p>※正午～午後 1 時 0 0 分を除く。</p> <p>※土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く</p> <p>【問合せ先】</p> <p>姫路市観光課（姫路市役所本庁舎高層棟 7 階）</p> <p>電話：079-221-2121</p> <p>FAX：079-221-2101</p> <p>E-mail:mice@city.himeji.lg.jp</p>